

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
（県例規集登載）

畜産課

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

健康推進課

- 指定居宅介護支援の事業の廃止

長寿社会課

- 漁業災害補償法の規定による同意の成立

水産課

【公告】

- 土地改良事業換地処分届出（市町村）

耕地課

- 県営土地改良事業計画の縦覧

監理課

- 建設業法に基づく行政処分に係る聴聞

建築指導課

- 基本測量の終了

建築指導課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

【公安委員会】

- 警備業法に基づく検定

生活安全企画課

- 〃

生活安全企画課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第七十七号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十六年年度分の補助金から適用する。

平成二十七年二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表農林水産部の部高病原性鳥インフルエンザ養鶏農家支援緊急対策事業補助金の項中「知事」を「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項及び家畜伝染病予防法施行細則（昭和三十一年岡山県規則第四十号）第十条の規定により家畜等の移動等が禁止され、又は制限された者その他知事」に、

1	殺処分をされた家きん及び焼却等をされた物品に係る損失の補填
2	移動の禁止又は制限に起因する家きん及び家きん卵に係る売上の減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に要する費用の増加額の補填

移動等の禁止又は制限に起因する家きん及び家きん卵に係る売上の減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に要する費用の増加額の補填
--

を

に改め、「1については家畜伝

染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に基づく評価額の五分の一以内、2については」を削る。

◎岡山県告示第七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成二十七年二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションくじば	所在地	笠岡市笠岡五一〇二―一五	笠岡市笠岡五〇九九―二	平成二十五年四月一日
セラ薬局レインボー店	医療機関の名称	セラ薬局レインボー店	クオール薬局高粱南町店	平成二十七年二月一日

平成27年2月20日 岡山県公報 第11662号

◎岡山県告示第七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ひなたぼっこ

2 所在地

岡山県高梁市落合町近似五七六一二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ひなたぼっこ

2 所在地

岡山県高梁市落合町近似五七六一二

三 廃止年月日

平成二十七年二月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇六〇一

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第八十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十七年二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 区域 大島美の浜漁業協同組合の地区のうち、旧笠岡市大島漁業協同組合の区域
- 二 区分 小型定置網漁業を営む漁業

◎岡山県告示第八十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十七年二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 区域 牛窓町漁業協同組合の地区

二 区分 小型定置網漁業を営む漁業又は小型定置網漁業及びさし網漁業、建網漁業若しくはつぼなわ漁業を営む漁業

〔六九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四第一項において
準用する同法第五十四条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があ
った。

平成二十七年二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出者

津山市長

二 地区名

西吉田地区

三 換地処分年月日

平成二十七年一月三十日

平成27年2月20日 岡山県公報 第11662号

〔七〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十七年二月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（用排水施設整備 高月地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（用排水施設整備 高月地区）計画書

三 縦覧の期間

平成二十七年二月二十日から同年三月十三日まで

四 縦覧の場所

岡山市役所

赤磐市役所

〔七一〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成二十七年二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 聴聞の件名

建設業法第二十九条第一項の規定による一般建設業許可の取消し

二 当事者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地、許可番号及び許可年月日

1 商号

株式会社アルファクリエイトジャパン

2 代表者の氏名

小倉 昇

3 主たる営業所の所在地

瀬戸内市長船町牛文七九六一

4 許可番号

岡山県知事許可（般一ニ二）第二三七八七号

5 許可年月日

平成二十三年三月十日

三 聴聞の期日

平成二十七年三月六日（金）午前十時から

四 聴聞の場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁収用委員会室

(七二) 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十七年二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市、真庭市	測量区域
基本測量(国土調査に伴う基準点測量)	測量の種類
平成二十七年一月三十一日	終了年月日

〔七三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字北国府前二三〇―二三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野七九三―一マーヴェラスB二〇三

町 和憲

三 許可番号

岡山県指令建指第二五四号

平成27年2月20日 岡山県公報 第11662号

◎岡山県公安委員会告示第二十九号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十七年二月二十日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務（一級）	学科試験	平成二十七年五月二十二日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十七年六月十三日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による検定申請書 一通

(2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十七年四月六日(月曜日)から同月十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万三千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受験申請者は、午前九時までに受験票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

平成27年2月20日 岡山県公報 第11662号

◎岡山県公安委員会告示第三十号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十七年二月二十日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務（二級）	学科試験	平成二十七年五月二十二日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十七年六月二十七日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

- ア 県内に住所を有する者
住所地在岡山県内であることを疎明する書類 一通
- イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの
従事する警備業者の営業所が岡山県内であることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十七年四月六日（月曜日）から同月十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万三千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受検申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。